はじめてみよう

キャッシュレス納付

（法人編）

Go Digital
Go Cashless

金融機関や税務署に行く必要なし！

簡単！便利！

業務効率化！

非対面で納付！

国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

【利用者識別番号の取得とダイレクト納付利用届出がお済みの方へ】

・徴収高計算書（源泉所得税）の送信
・ダイレクト納付の方法
を解説しています

※　利用者識別番号の取得等がお済みでない方は**P16**をご覧ください。
動画で分かりやすく解説しています。

大阪国税局・税務署

ＳＴＥＰ１　e-Taxソフト（WEB版）へログイン１

【e-Taxホームページ】

①　e-Taxホームページにアクセスし、**__各ソフト・コーナー__**をクリック

②　**__e-Taxソフト（WEB版）__**をクリック

ＳＴＥＰ１　e-Taxソフト（WEB版）へログイン２

【利用者識別番号】をお持ちの方

③　**「ログイン」**を選択

④　利用者識別番号及び暗証番号を入力し、**「ログイン」**ボタンをクリック

→　初めてe-Tax（WEB版）を利用する場合は、STEP２（P４）へ進む

→　e-Tax（WEB版）を既に利用している場合は、STEP３（P６）へ進む

ＳＴＥＰ２　利用者情報の登録（初回のみ）１

！ 利用者情報の登録

初めてe-Tax（WEB版）を利用する場合、**利用者情報の登録が必要**になります。

一度登録すると、次回からの登録は不要となります。

⑤　メインメニューで、**「利用者情報の登録・確認・変更」**をクリック

⑥　**「操作に進む」**をクリック

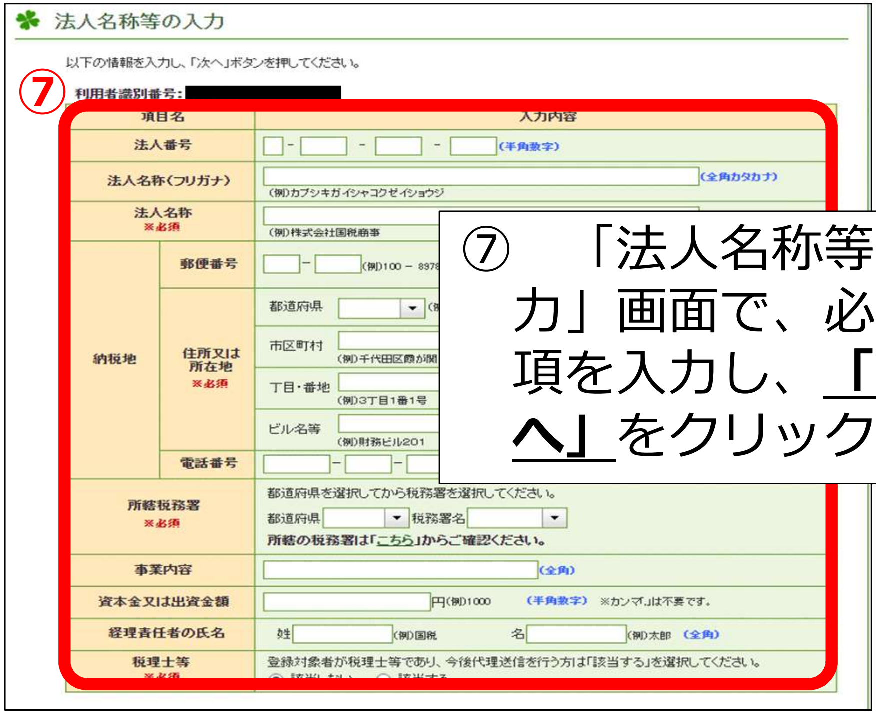

⑦　「法人名称等の入力」画面で、必要事項を入力し、**「次へ」**をクリック

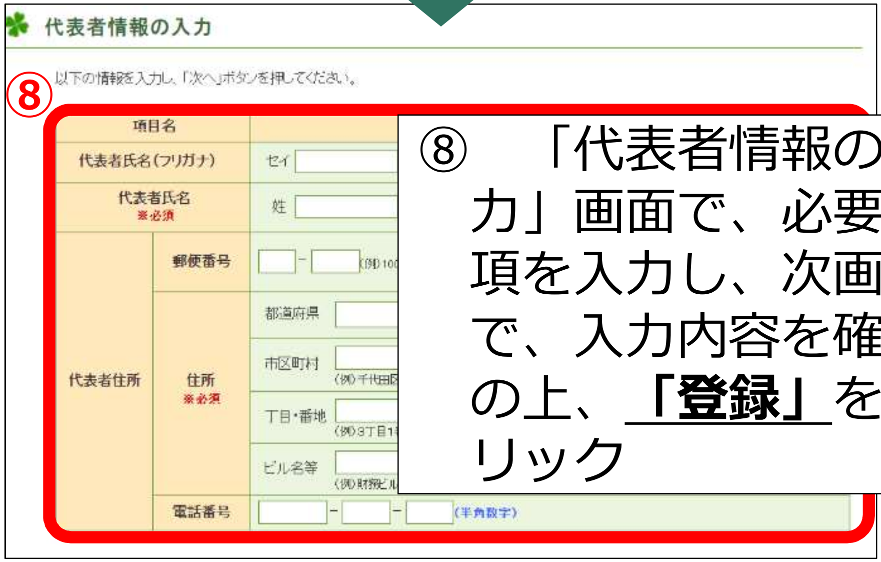

⑧　「代表者情報の入力」画面で、必要事項を入力し、次画面で、入力内容を確認の上、**「登録」**をクリック

ＳＴＥＰ２　利用者情報の登録（初回のみ）２

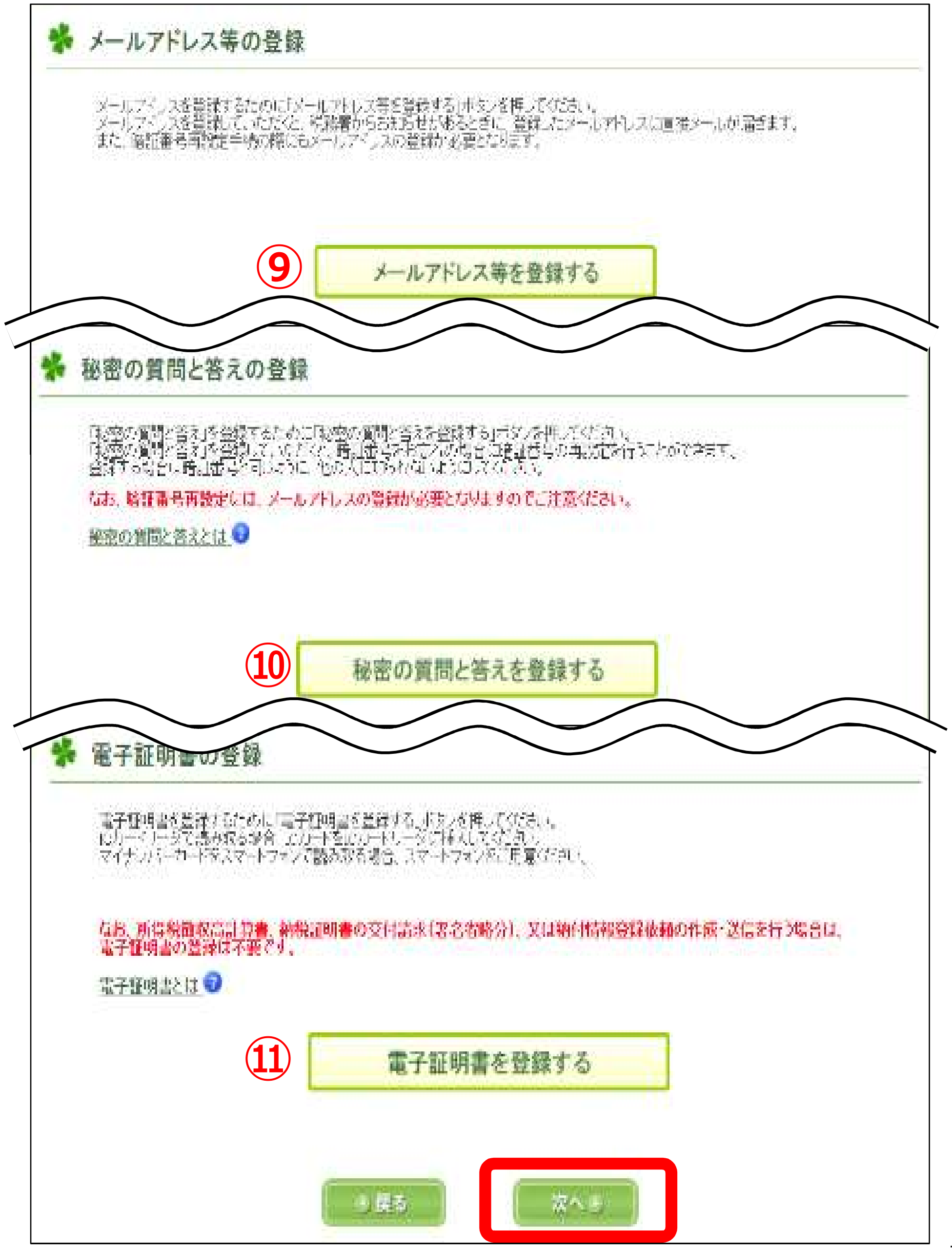

⑨～⑪　「メールアドレスの登録」、「秘密の質問と答えの登録」、「電子証明書の登録」については、任意ですので登録の必要がない場合は、それぞれ**「次へ」**をクリックしてください。

※　徴収高計算書データの送信は、**電子証明書の添付やＩＣカードリーダライタは不要**です。

⑫　入力内容の確認を行い、**「登録」**をクリック

ＳＴＥＰ３　徴収高計算書データの送信手続１

【申告・申請・納税画面】

⑬　メインメニューで、**「申告・申請・納税」**をクリック

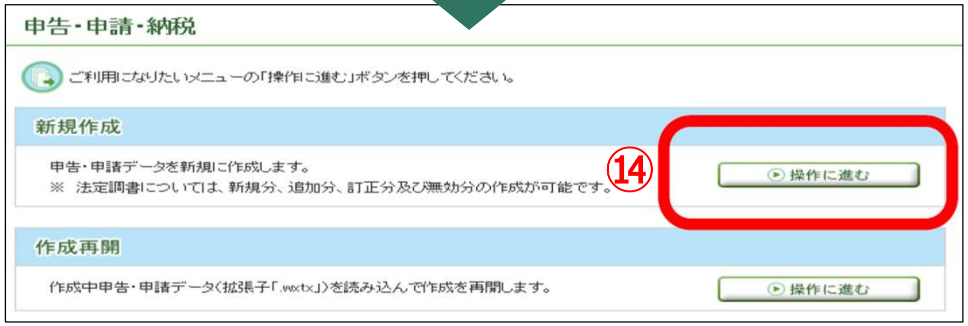

⑭　表示される画面で、新規作成の**「操作に進む」**をクリック

⑮　作成する計算書を選択

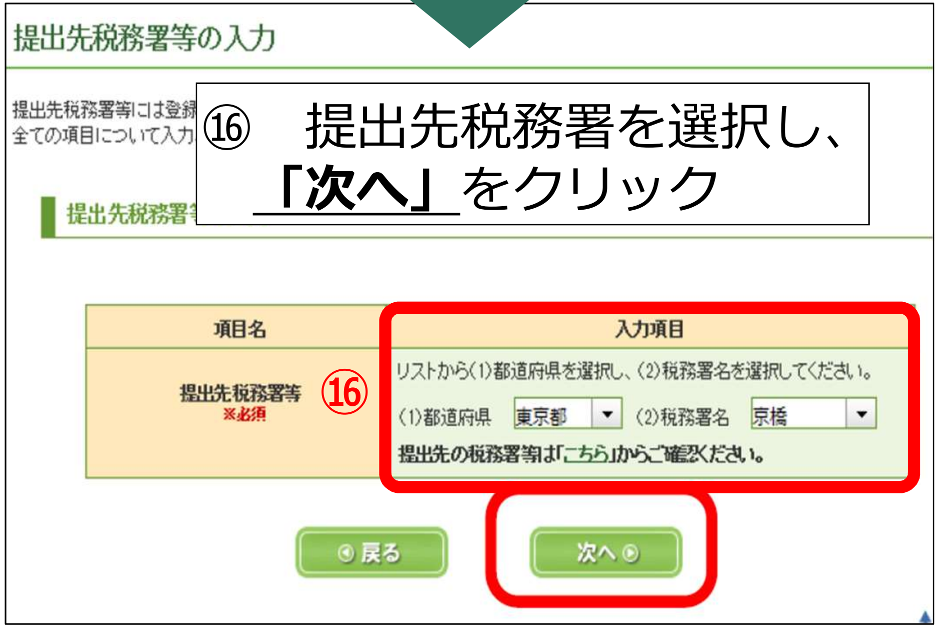

⑯　提出先税務署を選択し、**「次へ」**をクリック

ＳＴＥＰ３　徴収高計算書データの送信手続２

申告書等の作成 1/2　　記載要領等　計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）は２ステップに分けて入力します（１ステップ目）。

1 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。
入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

⑰ 納期等の区分 ※必須　令和 3 年 9 月 支払分源泉所得税及び復興特別所得税 （半角数字）

作成	区分	説明
✓	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。
	賞与（役員賞与を除く。）	役員に対して支払った賞与以外の賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。）、又は、必要経費に算入した賞与について記載します。
	日雇労務者の賃金	日々雇い入れられる者（日雇労務者など）に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して所得税の源泉徴収を行っているものについて記載します。
	退職手当等	退職手当や一時恩給（所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。）などについて記載します。
	税理士等の報酬	弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
	役員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。）について記載します。

2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

戻る　保存　次へ

⑰　「納期等の区分」へ、源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、「作成」欄にチェックを入力の上、**「次へ」**をクリック

※　「作成」欄にチェックを入力した計算書のみ、次画面において税額等の入力が可能となります。

ＳＴＥＰ３　徴収高計算書データの送信手続２

⑱　「区分」欄で該当する計算書を選択し、「支払年月日」、「人員」、「支給額」、「税額」等を入力の上、**「次へ」**をクリック

ＳＴＥＰ３　徴収高計算書データの送信手続３

⑲　入力した内容を確認し、確認の結果、入力内容に誤りがない場合は **「次へ」** をクリック

※　入力内容の確認には、 **「印刷」** ボタンをご活用いただくこともできます。

ＳＴＥＰ３　徴収高計算書データの送信手続３

項目名	入力内容	
手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)	
氏名又は名称	株式会社国税商事	
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。	
提出先税務署等	京橋税務署	
添付書類	なし	
提出年月日	令和３年10月８日	
フォルダ選択	受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
	未選択(共通フォルダ)	フォルダ選択

⑳　入力した内容を再度確認し、**「送信」**をクリック

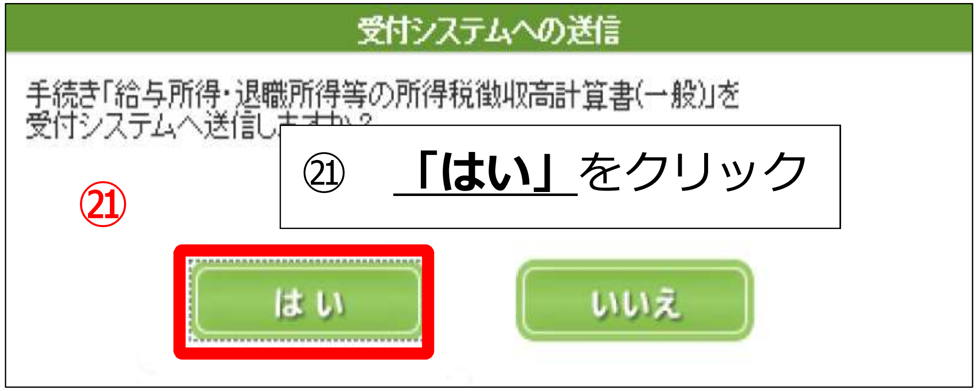

㉑　**「はい」**をクリック

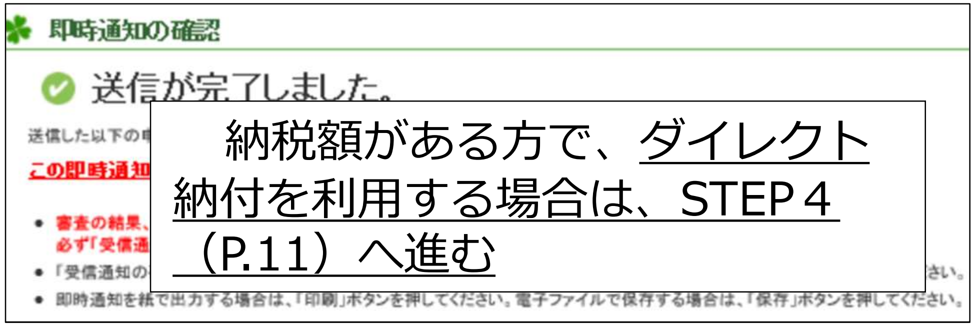

納税額がある方で、ダイレクト納付を利用する場合は、STEP４（P.11）へ進む

これで**徴収高計算書データの送信は終了**です。
これにより、メッセージボックスに受信通知が格納されます。

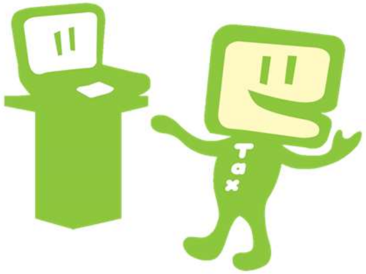

ＳＴＥＰ４　ダイレクト納付手続１

【「即時通知」画面から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

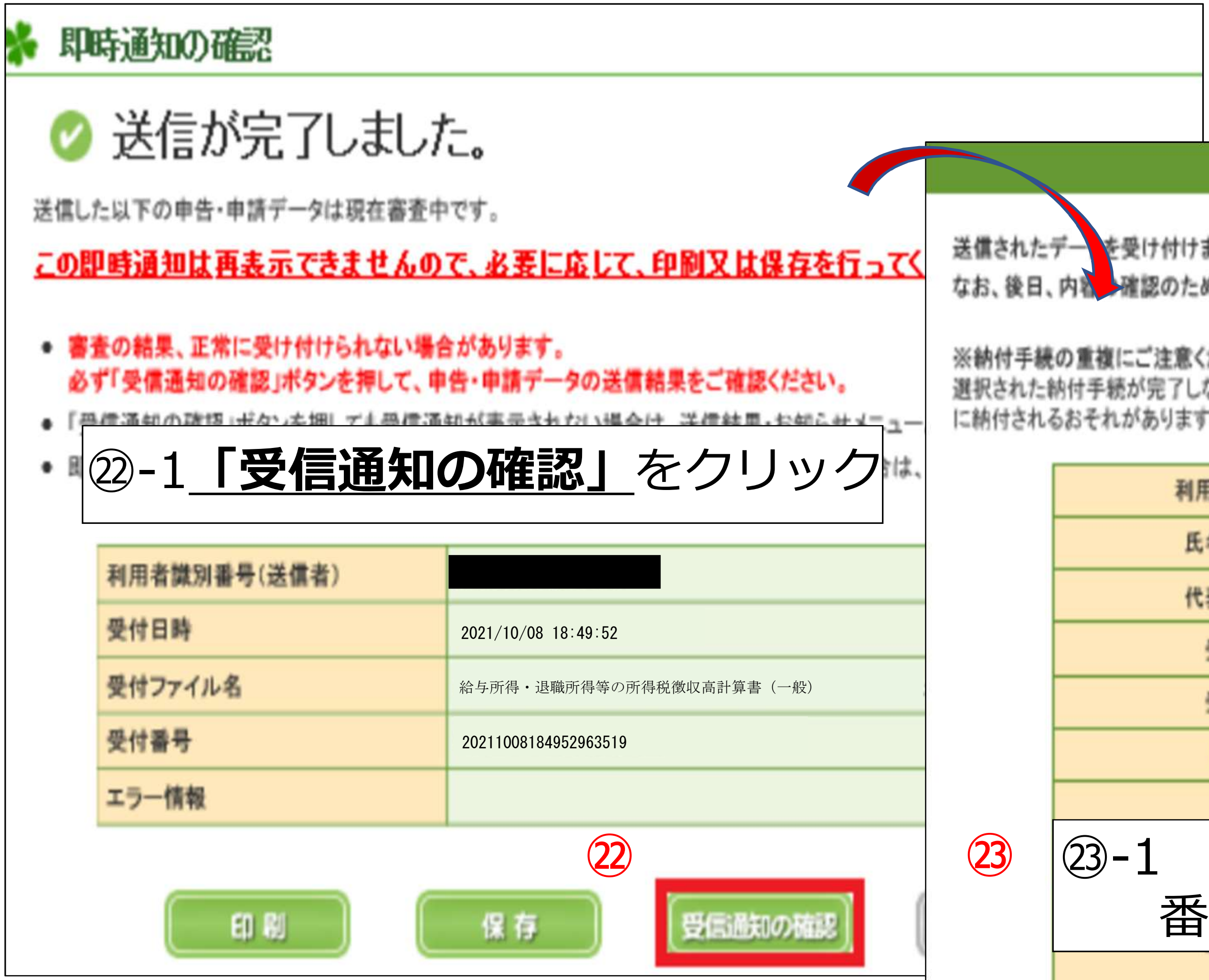

⑵-1「受信通知の確認」をクリック

㉒

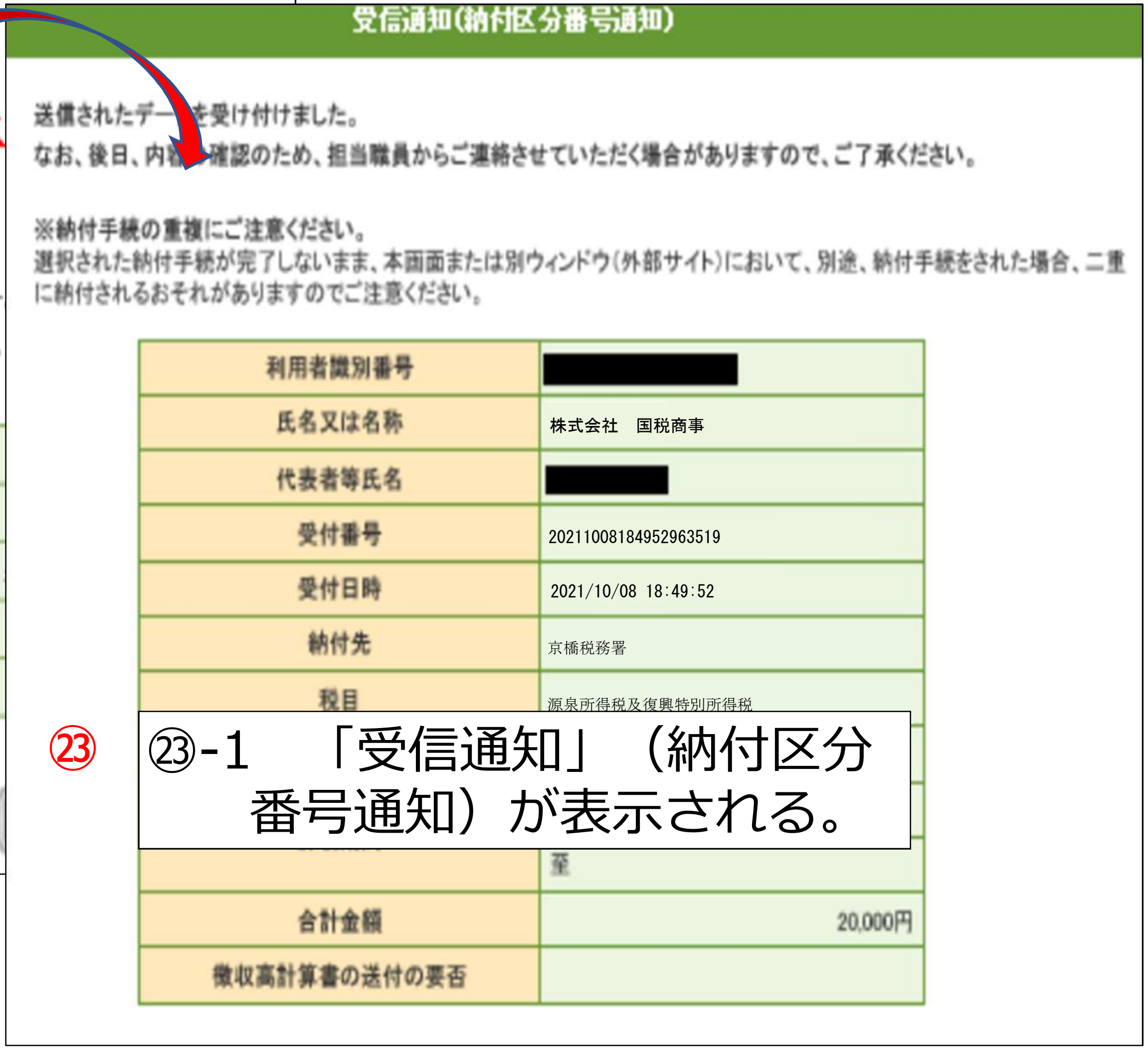

㉓

㉓-1　「受信通知」（納付区分番号通知）が表示される。

ＳＴＥＰ４　ダイレクト納付手続１

【「メッセージボックス」から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

㉒ -2　**「送信結果・お知らせ」**をクリック

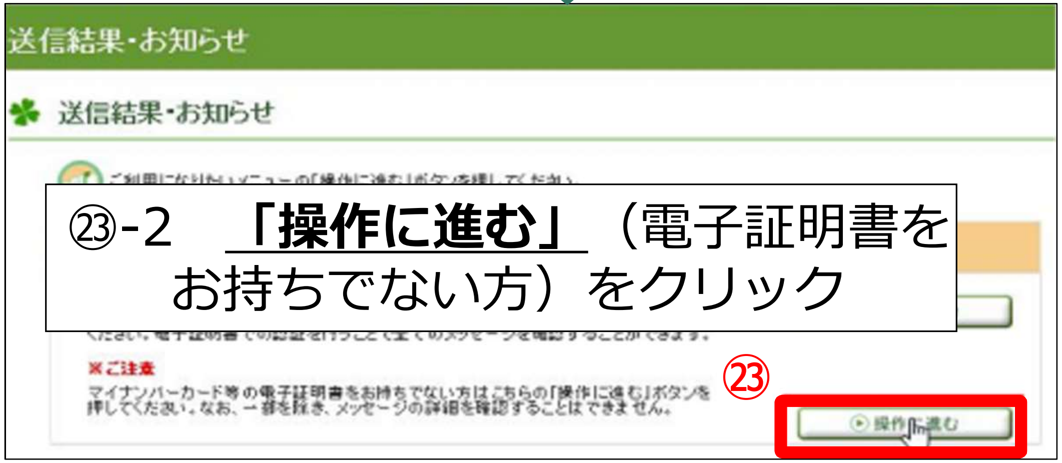

㉓-2　**「操作に進む」**（電子証明書をお持ちでない方）をクリック

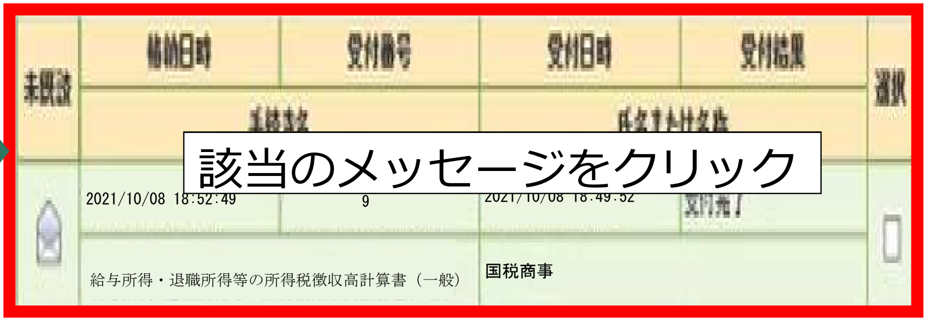

該当のメッセージをクリック

ＳＴＥＰ４　ダイレクト納付手続２

【今すぐに納付される方】

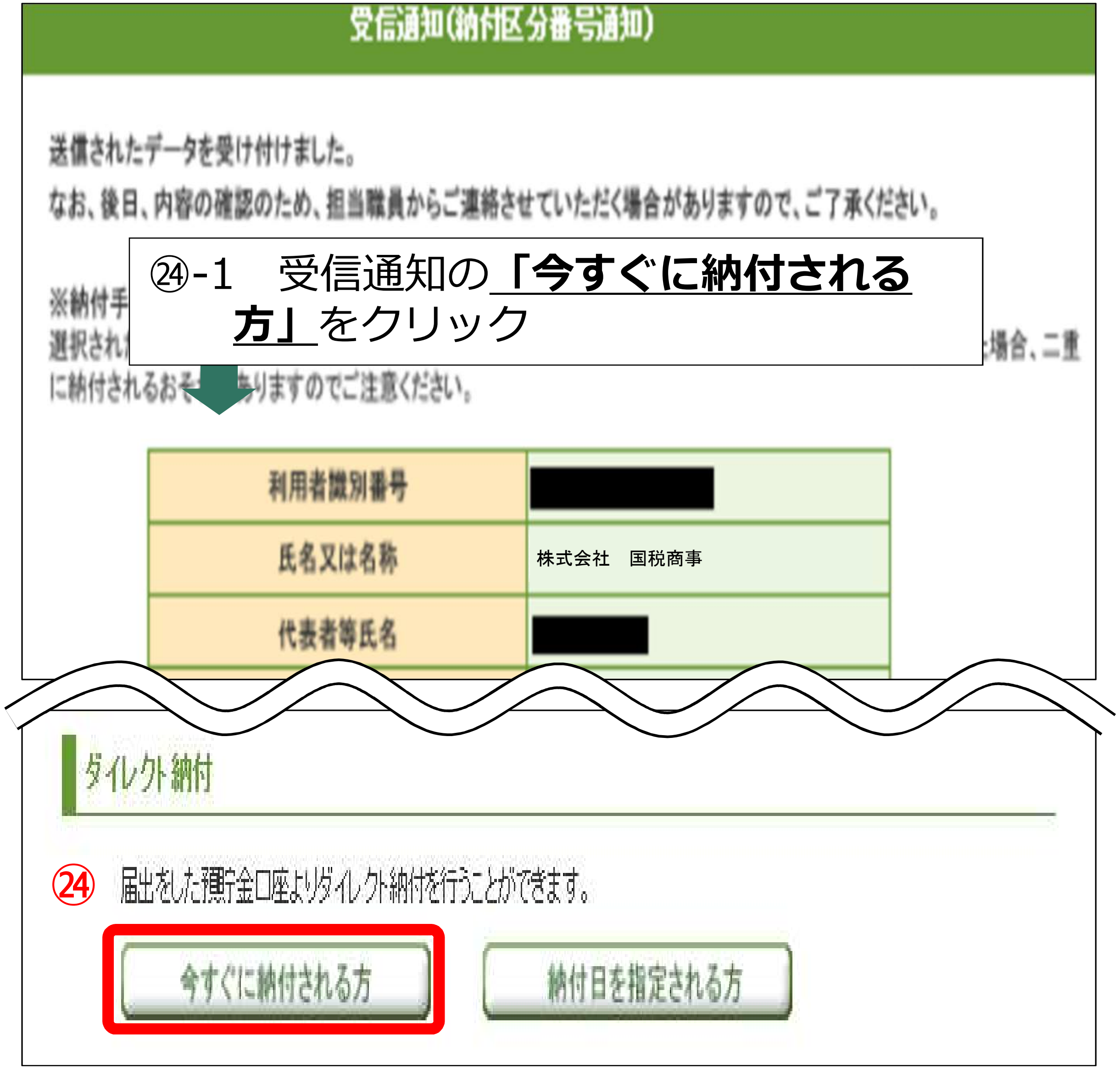

㉔-1　受信通知の**「今すぐに納付される方」**をクリック

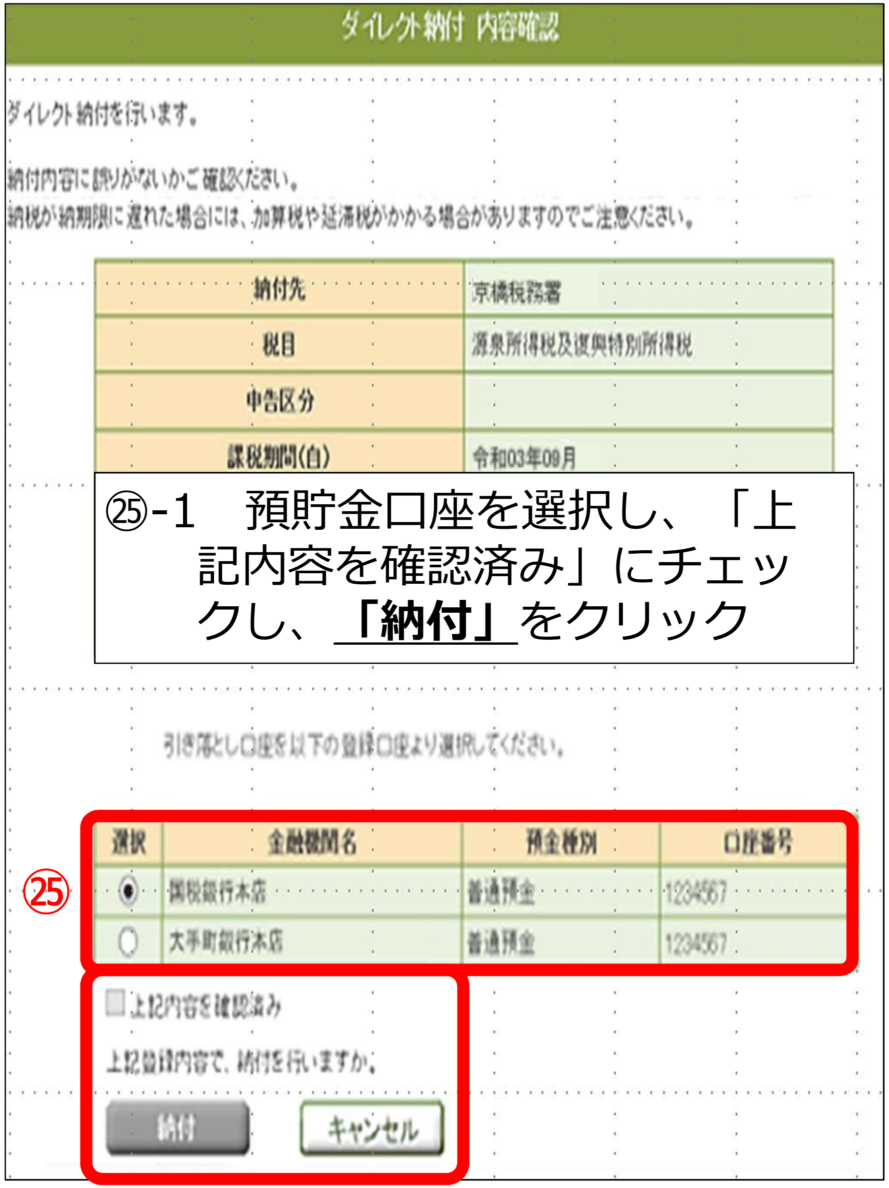

㉕-1　預貯金口座を選択し、「上記内容を確認済み」にチェックし、**「納付」**をクリック

ＳＴＥＰ４　ダイレクト納付手続２

【納付日を指定される方】

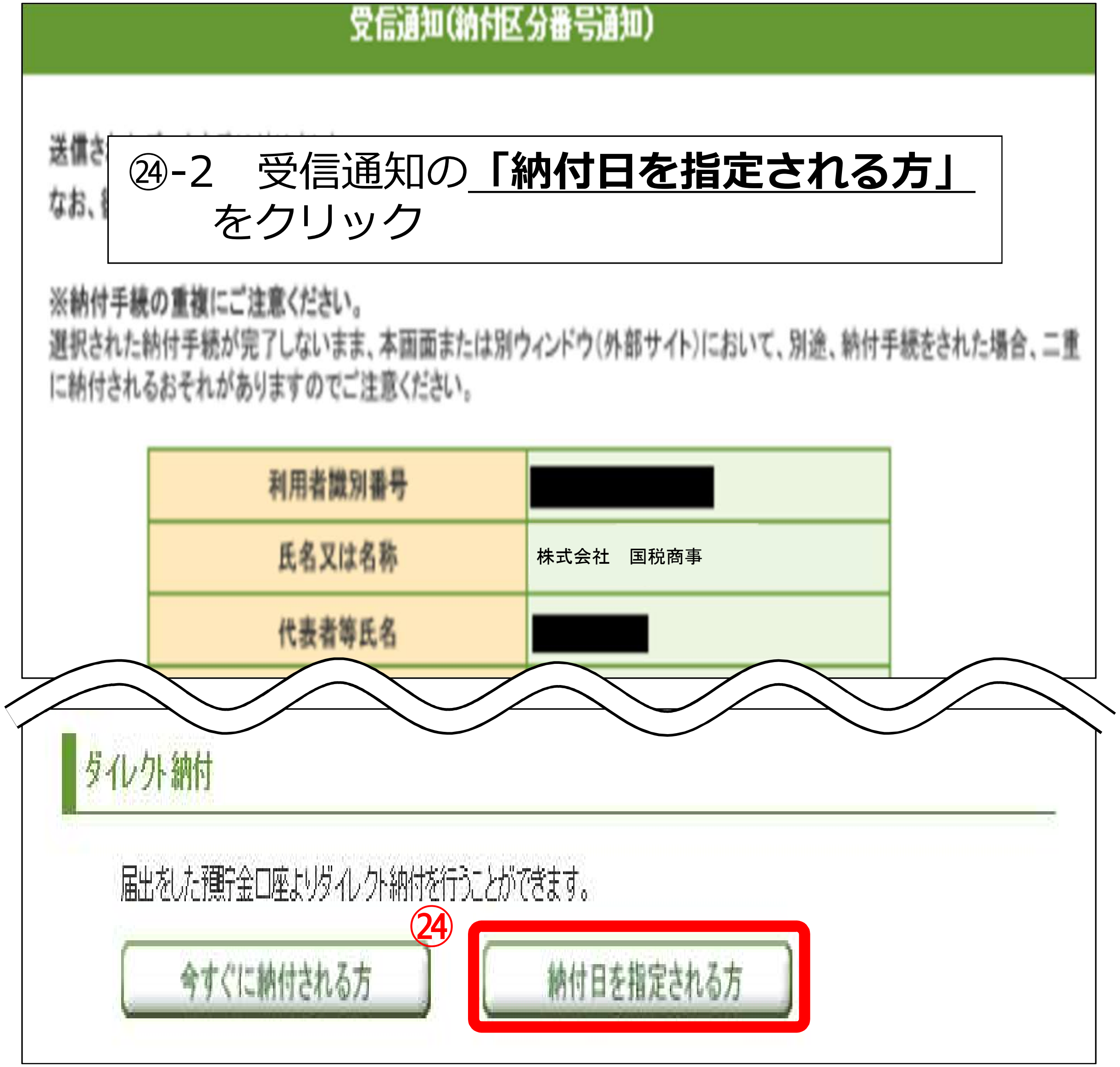

㉔-2　受信通知の **「納付日を指定される方」** をクリック

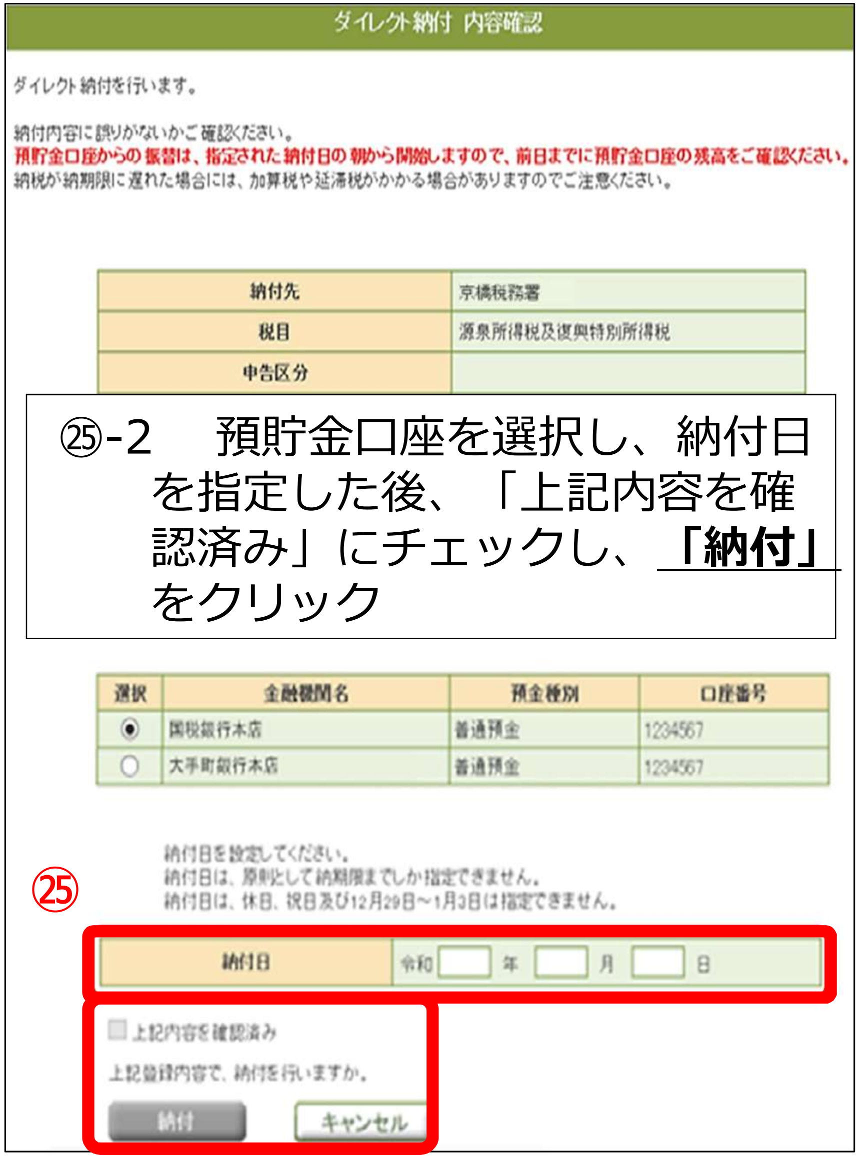

㉕-2　預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、「上記内容を確認済み」にチェックし、**「納付」** をクリック

ＳＴＥＰ４　ダイレクト納付手続３

㉖　口座引落し手続の実施後、金融機関から連絡される引落し結果を**メッセージボックスに格納**

【結果通知（完了通知）】

受信通知(ダイレクト納付)

㉖

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。

利用者識別番号	[redacted]
氏名(名称)	株式会社　国税商事
受付番号	20211008184952963519
納付年月日	2021/10/08
納付先	京橋税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	令和03年09月
課税期間(至)	
金融機関	国税銀行本店
納付金額	20,000円

アンケートのお願い

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートを実施しておりますのでご協力ください。
「国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケート」へ

閉じる

- ☑　引落しが完了した場合、受信通知（納付区分番号通知）においても納付完了に表示を更新
- ☑　エラー通知が格納された場合、エラーの理由解消後、受信通知（納付区分番号通知）から再度ダイレクト納付が可能
- ☑　利用者情報にメールアドレスを登録すれば、結果通知格納時に、登録アドレスへ通知を格納した旨を連絡

（参考情報）動画解説と地方税ポータルシステム

ダイレクト納付の操作方法を YouTube でご覧いただけます！

事前準備①　e-Taxの開始届出書の提出

e-Taxを利用するために必要な、利用者識別番号と呼ばれる「ID」を取得します。　※　**初回手続のみ**

詳しくはこちら（YouTube）（福岡国税局）

事前準備②　ダイレクト納付利用届出書の提出

ダイレクト納付で利用する金融機関の預貯金口座等を登録します。
※　**初回手続のみ**

詳しくはこちら（YouTube）（福岡国税局）

事前準備③　源泉所得税の徴収高計算書の作成～ダイレクト納付手続

e-Taxで源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信し、引き続き、ダイレクト納付の手続を行います。
簡単に徴収高計算書の作成と納付手続ができます！

詳しくはこちら（YouTube）（福岡国税局）

個人住民税（特別徴収分）もキャッシュレス納付が便利です！

地方税ポータルシステム（eLTAX）個人住民税（特別徴収分）

eLTAXで個人住民税（特別徴収分）をキャッシュレスで納付することができます。

詳しくはこちら（eLTAXホームページ）